

○茅ヶ崎市民活動サポートセンター条例

平成13年12月20日

条例第37号

改正 平成15年10月1日条例第26号

平成16年3月26日条例第2号

平成16年9月29日条例第26号

平成16年12月20日条例第35号

平成26年6月30日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、茅ヶ崎市民活動サポートセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条 市民活動（茅ヶ崎市市民活動推進条例（平成16年茅ヶ崎市条例第35号）第2条第1号に規定する市民活動をいう。以下同じ。）を支援するため茅ヶ崎市民活動サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
茅ヶ崎市民活動サポートセンター	茅ヶ崎市茅ヶ崎三丁目2番7号

(平16条例35・一部改正)

(サポートセンターの管理)

第3条 サポートセンターの管理は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(平16条例26・全改)

(指定管理者の指定の申請)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書にサポートセンターに係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(平16条例26・追加)

(指定管理者の指定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、サポートセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認められる者を指定管理者として指定しなければならない。

- (1) 事業計画によるサポートセンターの管理が、市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、サポートセンターの適切な管理及びその管理に係る経費の削減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を適正かつ確実に行うことができる人的能力及び物的能力を有するものであること。

(平16条例26・追加)

(指定管理者の業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) サポートセンターのロッカーの使用の承認に関する業務
- (2) サポートセンターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務

(平16条例26・追加)

(休館日)

第7条 サポートセンターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3水曜日
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は臨時に休館日以外の日に開館しないことができる。

(平16条例26・追加)

(開館時間)

第8条 サポートセンターの開館時間は、午前9時30分から午後9時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に開館時間を変更することができる。

(平16条例26・追加)

(使用することができる者)

第9条 サポートセンターを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市民活動を行うもの
- (2) その他市長が適当であると認める者

(平16条例26・旧第4条繰下、平16条例35・一部改正)

(ロッカー使用の承認)

第10条 サポートセンターのロッカーを使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により使用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないことができる。

(1) 前条に掲げる者以外の者であるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、サポートセンターの管理上支障があると認められるとき。

3 第1項の使用の承認の期間は、1年を超えることができない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

4 指定管理者は、第1項に規定する承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(平16条例26・旧第5条繰下・一部改正)

(ロッカー使用の承認の取消し等)

第11条 指定管理者は、前条第1項の規定によりロッカーの使用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(1) 前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 前条第4項に規定する使用の承認の条件に違反したとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の行為により使用の承認を受けたとき。

(5) 災害その他やむを得ない理由により市において緊急の必要が生じたとき。

(平16条例26・追加)

(利用料金)

第12条 第10条第1項の規定によりロッカーの使用の承認を受けた者は、ロッカーの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定める。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(平16条例26・追加)

(利用料金の不還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が災害その他特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(平16条例26・旧第7条繰下・一部改正)

(販売行為等の禁止)

第14条 サポートセンターを使用する者（以下「使用者」という。）は、サポートセンター内において、物品の販売、広告、宣伝、寄附の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(平16条例26・旧第8条繰下・一部改正)

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、サポートセンターの使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者が原状に回復しないことを承認したときは、この限りでない。

(平16条例26・旧第9条繰下・一部改正)

(損害賠償)

第16条 使用者は、サポートセンターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平16条例26・旧第10条繰下・一部改正)

(入館の制限等)

第17条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 営利を目的として使用するとき。
- (2) 他の使用者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (3) サポートセンターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、サポートセンターの管理上支障があると認められるとき。

(平16条例26・旧第11条繰下・一部改正)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平16条例26・旧第13条繰下)

附 則

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月1日から施行する。
- 2 サポートセンターのロッカーの使用の承認に関する手続については、この条例の施行の日前においても、この条例の例により行うことができる。

附 則（平成15年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第2号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 指定管理者の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の茅ヶ崎市民活動サポートセンター条例（以下「新条例」という。）の例により行うことができる。
- 3 この条例の施行前に改正前の茅ヶ崎市民活動サポートセンター条例の規定によりされた申請、処分その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、新条例の相当規定によりされた申請、処分その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の日前に納付された使用料の還付については、なお従前の例による。

附 則（平成16年条例第35号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第30号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、附則第6項及び第8項の規定は、公布の日から施行する。

（利用料金の承認に係る経過措置）

- 6 第4条、第7条、第8条、第10条、第11条、第13条から第17条まで、第20条及び第22条に規定するそれぞれの条例の規定により指定管理者の指定を受けた者は、施行日前にお

いても、第4条、第7条、第8条、第10条、第11条、第13条から第17条まで、第20条及び第22条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定の例により、施行日以後における当該それぞれの条例に規定する施設の利用に係る料金について、市長の承認を受けることができる。

別表（第12条関係）

（平16条例2・全改、平16条例26・平26条例30・一部改正）

種別		単位	金額
ロッカー	大型	1個1月	円 410
	小型		200